

さいたま市告示第952号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年6月3日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名 称

三橋四丁目自治会

2 変更した事項

代表者の氏名及び住所 富山 利勝 さいたま市大宮区三橋4丁目67番地12号

3 変更年月日

令和8年5月16日

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市大宮区役所区民生活部コミュニティ課地域活動係

(2) 電話 048（646）3021